参考資料２

○北海道食の安全・安心条例

平成17年３月31日条例第９号

改正

平成21年３月31日条例第15号
平成22年６月29日条例第38号
平成26年10月14日条例第98号
平成27年７月21日条例第47号
平成30年３月30日条例第30号
令和２年10月13日条例第88号

北海道食の安全・安心条例をここに公布する。

北海道食の安全・安心条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　食の安全・安心のための施策
第１節　基本的施策等（第９条―第14条）
第２節　安全で安心な食品の生産及び供給（第15条―第21条）
第３節　道民から信頼される表示及び認証の推進（第22条・第23条）
第４節　情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第24条―第27条）
第３章　北海道食の安全・安心委員会（第28条―第35条）
附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　食の安全・安心　食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。

（２）　食品　すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。

（３） 生産者等　肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第２項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第４項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第５項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

（４） 関係法令　食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第３条　食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

（１） 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。

（２） 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。

（３） 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。

（４） 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

２　道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第５条　生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

２　生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第２項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第６条　道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

２　道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第７条　道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（年次報告等）

第８条　知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第２章　食の安全・安心のための施策

第１節　基本的施策等

（基本計画）
第９条　知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
２　基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（情報の提供）
第10条　道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。
（食品等の検査及び監視）
第11条　道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。
（人材の育成）
第12条　道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。
（研究開発の推進）
第13条　道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
（緊急の事態への対処等に関する体制の整備等）
第14条　道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
第２節　安全で安心な食品の生産及び供給
（食品の衛生管理の推進）
第15条　道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
（農産物等の安全及び安心の確保）
第16条　道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第２条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
第17条　道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。
第18条　道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
（水産物の安全及び安心の確保）
第19条　道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
（生産資材の適正な使用等）
第20条　道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他

の必要な措置を講ずるものとする。
2　道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
3　道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生産に係る環境の保全）

第21条　道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
3　道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第３節　道民から信頼される表示及び認証の推進

（適正な食品の表示の促進等）

第22条　道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。
2　道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

（道産食品の認証制度の推進）

第23条　道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第４節　情報及び意見の交換、相互理解の促進等

（情報及び意見の交換等）

第24条　道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第25条　道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民からの申出）

第26条　道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。
2　知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第27条　道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第３章　北海道食の安全・安心委員会

（設置）

第28条　北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第29条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１） 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
（２） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
２　委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
（組織）
第30条　委員会は、委員15人以内で組織する。
２　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
（委員及び特別委員）
第31条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
（１） 学識経験を有する者
（２） 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
（３） 生産者等（法人にあっては、その役職員）
（４） 前３号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第32条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第33条　委員会の会議は、会長が招集する。
２　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（専門部会）
第34条　委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
３　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
４　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
（会長への委任）
第35条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。
２　知事は、この条例の施行後３年を経過した場合及び平成21年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成21年３月31日条例第15号抄）

１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成22年６月29日条例第38号）

この条例は、平成22年10月１日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年10月14日条例第98号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附　則（平成27年７月21日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月30日条例第30号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年10月13日条例第88号）

この条例は、令和２年12月１日から施行する。